

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】

046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会

03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】

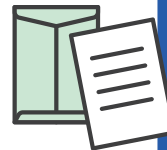
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会

090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



バイオマス
使用部位：印刷インキ
No.000000

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

家計のお悩み

相談

してみませんか？



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

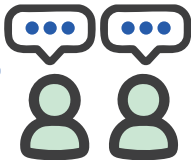
日本貸金業協会

都道府県庁の相談窓口

消費生活センター

警察

などにすぐに連絡してください。



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

横浜財務事務所 平日9:00~12:00 13:00~17:00	045-633-2335
かながわ中央消費生活センター 平日9:30~17:00 土9:30~16:30	045-311-0999
消費者ホットライン ※お近くの市町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内します。	188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会(横浜相談室) 平日10:00~12:40 14:00~16:40	0570-031640
法テラス・サポートダイヤル 平日9:00~21:00 土9:00~17:00	0570-078374
神奈川県弁護士会総合法律相談センター【30分以内無料】(予約面談制)	
横浜駅西口 月・火・木:9:30~17:00 水:9:30~20:30 土:日:9:30~15:30	045-620-8300
川崎 月・水・金:9:30~20:00 火・木・日:祝日:9:30~17:00 土:13:00~17:00	044-223-1149
相模原 月・水・金:9:30~17:00 火・木:9:30~20:00	042-776-5200
小田原 平日:9:30~17:00	0465-24-0017
横須賀 平日:9:30~17:00	046-822-9688
海老名 平日:10:00~12:30 13:30~17:00	046-236-5110
神奈川県司法書士会	(代表) 平日:9:00~17:00 (多重債務電話相談) 平日:13:00~16:00 ※但し未開催日あり。詳しくはHPをご覧ください。

事業者向け相談窓口

(公財)神奈川産業振興センター(経営総合相談課) 平日8:30~17:15	045-633-5201
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。 平日:10:00~12:00 13:00~16:00	0570-001-240
神奈川県司法書士会	(代表) 平日:9:00~17:00 (多重債務電話相談) 平日:13:00~16:00 ※但し未開催日あり。詳しくはHPをご覧ください。

市区町村の相談窓口

横浜市	市民相談室(予約制)	045-671-2306
	消費生活総合センター	045-845-6666
川崎市	弁護士相談(予約制)・認定司法書士相談(予約制)	044-200-0108
	消費者行政センター	044-200-3030
相模原市	消費生活総合センター	042-775-1770
横須賀市	市民相談室	046-822-8114
	消費生活センター	046-821-1314
平塚市	市民情報・相談課	0463-21-8764
鎌倉市	消費生活センター	0467-24-0077
藤沢市	市民相談情報課(市民相談室)	0466-50-3568
	消費生活センター	0466-50-3573

小田原市	地域安全課市民相談係	0465-33-1775
	消費生活センター	0465-33-1777
茅ヶ崎市	市民相談課	0467-81-7129
	消費生活センター	0467-81-7130
逗子市	市民協働課	046-873-1111(代)
	消費生活センター	046-873-1111(代)
三浦市	市民協働課	046-882-1111(代)
	消費生活センター	0463-82-5181
秦野市	市民相談人権課	0463-82-5128
	消費生活センター	046-294-5800
厚木市	市民協働推進課(総合相談コーナー)	046-225-2100
大和市	市民相談課	046-260-5104
伊勢原市	人権・広聴相談課	0463-94-4717
	消費生活センター	0463-95-3500
海老名市	市民相談課(市民相談)	046-292-0880
	消費生活センター	046-292-1000
座間市	市民広聴課	046-252-8218
	消費生活センター	046-252-8490
南足柄市	秘書広報課(市民相談室)	0465-73-8004
	消費生活センター	0465-71-0163 ◆
綾瀬市	市民課	0467-70-5605
	消費生活センター	0467-70-3335
葉山町	町民健康課戸籍相談係	046-876-1111(代)
	町民窓口課(町民相談室)	0467-74-1111(代)
寒川町	茅ヶ崎市消費生活センター	0467-81-7130
大磯町	町民課	0463-61-4100(代)
二宮町	町民課	0463-71-3313
中井町	産業環境課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-81-1115
大井町	防災安全課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-85-5002
松田町	観光経済課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-83-1228
山北町	地域防災課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-75-3643
開成町	地域防災課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-84-0326
箱根町	町民課	0460-85-7160
真鶴町	税務町民課	0465-68-1131(代)
湯河原町	住民課	0465-63-2111(代)
愛川町	住民協働課	046-285-2111(代)
清川村	厚木市消費生活センター	046-294-5800

注)中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方は、◆南足柄市消費生活センターでも受け付けています。